令和５年　４月１３日

株式会社サフィール

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）取得に関する職員周知について

令和５年度介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の取得に関して、介護保険事業に係わる介護職員の賃金改善計画について次のとおり周知します。

①処遇改善手当

常勤

介護福祉士及び社会福祉士、ケアマネージャー、のいづれかの資格を保持し、法人が実施する人事評価表の平均点数が3.8以上であり、法人が実施する試験に合格したものについては月額30,000円、介護福祉士及び社会福祉士、ケアマネージャー、のいづれかの資格を保持し、法人が実施する人事評価表の平均点数が3.5以上であり、法人が実施する試験に合格したものについては月額15,000円、初任者研修、又は国家資格の資格を保持し、法人が実施する試験に合格した者は月額6,000円を支給する。

非常勤

介護福祉士及び社会福祉士、ケアマネージャー、のいづれかの資格を保持し、法人が実施する人事評価表の平均点数が3.8以上であり、法人が実施する試験に合格したものについては時給170円、介護福祉士及び社会福祉士、ケアマネージャー、のいづれかの資格を保持し、法人が実施する人事評価表の平均点数が3.5以上であり、法人が実施する試験に合格したものについては時給80円、初任者研修、又は国家資格の資格を保持し、法人が実施する試験に合格した者は時給30円を支給する。

年間総額219,347円

②基本給について

非常勤

加算取得前からの定期昇給額として、時給90円～時給120円を支給する。

総額 836,178 円

③賞与について

定期昇給等の賞与分として、総額 2,217,837 円

①～③の改善により、年間合計3,273,362 円増額（法定福利費含む）。交付金見込額 3,224,988 円を上回る計算になります。なお、稼働実績と連動して改善内容の変更がありえますので、ご了承ください。

令和5年4月13日

株式会社サフィール

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）取得に関する職員周知について

標記加算の取得に関して、介護保険事業に係わる職員の賃金改善計画について次のとおり周知します。

賃金改善実施期間：令和５年６月～令和６年５月まで

①介護職員のうち介護福祉士有資格者、又は１０年以上の勤務実績を持つ者には

賞与と同じ時期に14,926円×6カ月分の手当を支給

②介護職員のうち介護福祉士無資格者、又は１０以下の勤務実績者には

賞与と同じ時期に月額7,463円×6カ月分の手当を支給

③その他職員（年収４４０万円以下）には賞与と同じ時期に月額3,731円×6カ月分の手当を支給

なお、稼働実績と連動して改善内容の変更がありえますので、ご了承ください。

令和5年4月13日

株式会社サフィール

介護職員等ベースアップ等支援加算による介護職員等の賃金改善の職員周知について

令和５年6月から令和６年5月までの支給方法について、次のとおり周知します。

1. 介護職員及びその他職種の職員に支給する。
2. 処遇改善評価手当として経験、知識、熟練、努力、業務遂行能力を会社が評価して月額又は一時金として支給する。
3. 再評価（支給対象者は毎年9月16日に行うものとする）に対しては、賃金改定の時期に行うこととする。
4. 処遇改善評価手当の額は常勤は月額7,000円から45,000円、非常勤は月額1,000円から月額10,000円までの額とする。
5. 余剰金については、一時金とし、（12月25日、5月末日）に定める時期に合わせて支給する。